

令和2年第5回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年5月26日(火)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後2時 7分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	出
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		野口秀明	出
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 大野芳春
 次長 清水周二
 書記 青木智史
 書記 久田和之

発言者	内容
事務局長	(起立・礼・着席の発声)
議長	ただいまから令和2年第5回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。
事務局長	事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和2年第5回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第25号から議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第27号から議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第4、議案第30号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 日程第5、議案第31号、農用地利用配分計画の案について。 以上です。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会會議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、小野田房良委員と中嶋安男委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第25号から議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第25号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書1ページを御覧ください。 2点訂正がございます。議案番号26の案件ですが、申請事由が売買となっておりますが、正しくは贈与となります。また、経営状況ですが、表記されているのは、平方メートルのものであり、正しくは、〇〇アールとなります。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。
事務局	それでは、議案第25号につきましては、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人である〇〇さんは現在、認定農業者として、御家族とともに、米、麦、野菜の栽培を中心に行っております。申請地において、ブロッコリー、キャベツの栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されており、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。

発言者	内容
野口推進委員	<p>野口委員。</p> <p>23日の午後、石澤委員、内田委員と3名で、現地確認してまいりました。譲渡人である○○さんは、高齢で、なかなか管理ができず、譲り受けてくれる方を探していたそうで、大きく農業を経営している譲受人である○○さんが買い取ることになったそうです。特に問題ないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第26号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第26号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人である○○さんは現在、お父様とともに、米やカボチャ、ジャガイモといった野菜の栽培を中心に行っております。申請地において、野菜の栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小和瀬委員。</p>
小和瀬委員	<p>24日の日曜日に、野澤委員と現地確認を行いました。贈与ということですが、その件については、譲渡人である○○さんの子どもさんたちが協議した結果、こちらまで来て管理できないということで、本家からもらったものであるから戻したほうが良いのではないかということで、こういう結果になったそうです。何も問題はないものと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第27号から議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第27号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページを御覧ください。</p>

発言者	内容
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第27号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人である〇〇さんは現在、造園業を営んでおりますが、資材置場がなく、家の敷地に玉石などを置いておりますが、積み上げており危険なため、今回近隣の申請地を買い取り、資材置場と駐車場にしたいとのことから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、こちらの農地につきましては、都市計画法の用途地域に指定されているため、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地でございますので、原則として許可となるものでございます。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>25日の午後に、私八木が現地確認を行いました。議案第27号の住宅地図を見てください。申請地北側の西から来た道が、アールに曲がっているところが、譲受人である〇〇さんの御自宅です。この自宅あたりから、下の公図の写しにもありますように、2軒の住宅建設でセットバックされ、幅員が3メートルの砂利道になっております。それが申請地まで続いております。〇〇線の線路敷に隣接した三角地ということで、私が行ったときには、除草をされた跡がありました。だいたい道路とフラットな地盤高になっておりました。規模が20坪程度ということで、大変小さいのですが、先ほどの事務局のお話のとおり、造園業に使うトラックの駐車場、並びに砂利などを置くような利用計画と聞いております。道路を挟んだ隣地が畠地になっておりますけれども、それにも影響もなく、問題のないものと思われますので、御審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第28号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第28号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人である〇〇さんは現在、賃貸住宅にお住まいですが、6人家族では手狭なため、子ど</p>

発言者	内容
	もの現在の学区から変わらない場所等、利便性を検討した結果、申請地を買い取り、自己用住宅を建築したいとのことから、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、〇〇駅から 500 メートル以内の区域で、市街化が見込まれる農地であること、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えております。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
須賀推進委員	須賀委員。 5 月 24 日日曜日の午後、中嶋、石田両委員と私須賀が、現地確認にまいりました。面談につきましては、中嶋委員に連絡を取ってもらったところ、連絡が付かないということで、近所で聞き込みを行って、申請者が入院をしているということで、面談はできませんでした。申請地については、詳細は事務局の説明のとおりでございますけれども、三方向が住宅に囲まれまして、北側には、〇〇線が走っております。これは住宅地化による近隣農地への悪影響はないものと考えられますので、よろしく御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 28 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 28 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 29 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 29 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 現在使用中の駐車場はお借りしているということですけれども、駐車場利用者の増加に伴い、手狭となったことや、進入路が砂利道であり道を痛めることから、会社から近く、接道が舗装されており、敷地の大きさ等を検討した結果、申請地を買い取り、駐車場とするため、今回の申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えております。
	なお、こちらは、町の条例に基づく開発協議の対象となっているため、開発協議の締結が許可条件となっております。
議長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
小和瀬委員	小和瀬委員。 24 日、野澤委員と一緒に現地確認をしてまいりました。譲渡人である〇〇さんには出会えなかったですが、譲受人である〇〇さんの隣組くらいの近さで、お父さん、お母さんと自動

発言者	内容
	<p>車修理工場を営んでいました。ところが、相次いで亡くなつたため、お一人で暮らしている状況でございます。譲受人の代表取締役である〇〇さんは、地図にある〇〇さんの娘さんの旦那さんであるということです。先ほど説明がありましたとおり、現在駐車場として利用しているところは、20台くらい止められるわけですが、他の目的に使うために、地主から空けてくださいということで、他の駐車場を探していたそうです。雑種地となっているところは、修理工場を営んでいたために、廃車になった車をいっぱい積んでいたところですが、今はきれいに整地され、草も刈り取られております。何ら問題はないものと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はござりますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第30号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第30号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>本日机上配布いたしました資料を御覧ください。</p> <p>事前に郵送させていただきました資料から3点訂正をしております。1点目ですが、整理番号15の貸付人である〇〇さんの御住所を正しいものに訂正しております。2点目ですが、整理番号22、23、24、26、27、28の利用権の始期を令和2年7月1日から令和2年8月1日に訂正しております。3点目ですが、整理番号2、3、また、21から28の借賃の支払い方法を現金から口座に訂正しております。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。大変申し訳ございません。</p> <p>それでは、説明に移らさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第30号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下6人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下20人です。</p> <p>合計28筆で49,716平方メートル、そのうち、田が、12筆で19,018平方メートル、畠が、</p>

発言者	内容
	16 筆で 30,698 平方メートルです。 なお、御決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。 説明は、以上でございます。
議長 關谷推進委員	この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 はい。
議長 關谷推進委員	關谷委員。 2 番、3 番が、寄居町の町長になっておりますけれども、どういうことに使うのでしょうか。
事務局 議長 事務局	議長。 事務局。 關谷推進委員さんの御質問にお答えいたします。この 2 筆につきましては、農業をこれから始めて、就農なりにつなげていく農業実践講座を行う関係で、その圃場として借り受ける農地となります。
關谷推進委員 議長	説明は、以上でございます。 分かりました。 他にございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。 (全員举手)
議長 事務局	全員賛成ですので、議案第 30 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 続きまして、日程第 5、議案第 31 号、農用地利用配分計画の案についてを議題といたします。 それでは、議案第 31 号につきまして事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 5 ページから 7 ページを御覧ください。 それでは、議案第 31 号につきまして、御説明申し上げます。
	農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条に基づきまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画案の作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。
	農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、埼玉県では埼玉県農林公社が該当となります農地中間管理機構が、農地の貸付希望者を募集して、農地を借受けます。農地中間管理機構が借受けた農地は、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した人の中から、適切な貸付相手方を選定したうえで、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行うという事業でございます。
	本町における農地中間管理事業の推進につきましては、男衾の旧塙田土地改良区内、花園橋下の男衾の下耕地地区、小園地区に加え、昨年度、用土地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。
	先ほど御審議をいただきました、議案第 30 号の農用地利用集積計画の整理番号 21 から 28

発言者	内 容
	<p>に関して、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借受けました。その借受けた農地を、借受け希望者に貸付けるのが、この農用地利用配分計画でございます。借受ける該当農地につきましては、5ページから6ページを御覧いただければと思います。7ページについては、赤枠で囲われている農地が、今回の配分計画の農地でございます。</p> <p>今まで男衾地区においては、旧塚田土地改良区内及び下耕地地区とエリア分けをしておりました。今回の農地を追加するにあたり、旧塚田土地改良区内及び下耕地地区と今回の地区を合わせ、新たに赤浜地区として取り扱うことになりました。今後、大字赤浜の農地が対象になる際には、今回からの赤浜地区として扱い、追加をしていく方向で考えております。</p> <p>面積、集積率に関しましては、今回、畑8筆、23,210m²が追加となり、今までの旧塚田土地改良区内及び下耕地地区で集積された面積も合計をしますと、151,391m²で、集積率は15.66%となります。</p> <p>なお、御承認をいただきました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画の案を送付いたしまして、その後、農地中間管理機構内の決定を経て、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長 野口推進委員	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
議長 野口推進委員	はい。
事務局 議長 事務局	野口委員。
野口推進委員	少し教えていただきたいのですが、面積の中で、全面積でないところがありますが、どういったことなのでしょうか。
事務局 議長 事務局	はい。
野口推進委員	事務局。
野口推進委員	野口推進委員さんの御質問にお答えいたします。全面積ではなく、農地の一部分を借り受ける農地につきましては、2点理由があります。1点目は、既にこの土地につきまして、所有者の方、または別の方が耕作をしている部分があり、中間管理機構に貸し付けることなく、引き続き御自身で農業をしていきたいという希望から、中間管理機構の借受の対象からは外している部分があります。2点目につきましては、農地の一部に篠が繁茂をしており、借り受けても耕作できない場所があることから、その部分は除いたような形で、中間管理機構として借り受けられる面積となっていることから、このようになっております。
野口推進委員	説明は、以上です。
議長	分かりました。
議長	他にございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。
	議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いします。
議長	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。
	以上で全ての議案審議が終了いたしました。
	委員さんから、何かございますか。

発言者	内容
議長	(委員からなしの声)
事務局長	事務局から、何かありますか。
	事務局から 1 点、御連絡を申し上げます。
	次回の総会の関係でございますが、総会に先立ちまして、農業振興地域促進協議会が行われます。6月25日木曜日午後1時30分から促進協議会、午後2時15分から総会でお願いいたします。繰り返します。6月25日木曜日の午後1時30分から促進協議会、午後2時15分から総会でお願いいたします。
	よろしくお願ひいたします。
議長	それでは他に無いようですので、令和2年第5回総会を閉会いたします。
	御協力ありがとうございました。
事務局長	(起立・礼・着席の発声)

発言者

内

容

署名委員の決定について議長指名により

小野田房良委員 中嶋安男委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年5月26日

議長

室岡重雄

委員

小野田房良

委員

中嶋安男